

中高層住宅の水道等の特別扱いに関する契約取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中高層住宅の水道等の取扱について、一般の個別住宅における料金算定時との公平を図るため、豊川市（以下「市」という。）と中高層住宅設置者（以下「設置者」という。）が締結する中高層住宅の水道等に関する特別扱いに関する契約（以下「中高層特約」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 親メーター 市が設置する給水メーターをいう。
- (2) 遠隔メーター 設置者が中高層住宅の各戸に設置する受水槽以下の個別居住者の給水設備に設置された集中受信装置による遠隔指示集中検針方式メーターをいう。

(適用要件)

第3条 設置者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 受水槽から給水を受ける住宅で3階以上の建物又は専用住宅と事務所、店舗等が混在する場合は、居住用に供する戸数が全体の半数以上を占めている建物であること。
- (2) 各戸の給水設備は、水道メーターから先がそれぞれ独立していること。
- (3) 給水設備に設置する各戸の水道メーターは、市の承認した遠隔メーターで、かつ、市の定める設置基準に適合したものを取り付けなければならない。
- (4) 各戸の給水装置において、メーターユニットの使用を認める。ただし、必ず1次側に止水栓、2次側に逆止弁を設置すること。止水弁については、施行基準に定められている材料又は同等品以上の閉栓ロック機能を有するものを使用すること。
- (5) 遠隔メーターの受信装置は、各棟1階の1カ所へ集中し、将来の維持管理及び検針に適する場所に設置しなければならない。これ以外で設置する場合は、事前に市の承認を得なければならない。

(申請)

第4条 中高層特約の適用を受けようとする設置者は、予め工事種別ごとの書類と以下の書類を添付しなければならない。

- (1) 中高層住宅の水道等の特別扱いに関する契約締結依頼書（様式第1号）
- (2) R栓番調書
- (3) 受水槽以降の平面図・立面図（各部屋番号を入れること）
- (4) 各戸遠隔メーター及びメーター集中検針盤の構造図

(検査)

第5条 市は、第4条の規定による申請を受理したときは、書類審査及び実地検査を行うものとする。

- 2 前項の規定による実地検査は、市の指定する日時に、管理人、メーターメーカー、豊川市指定給水装置工事事業者立会いの下、施設の基準検査及び一斉検針により、指針合わせを行うものとする。
- 3 市が必要と認めたときは、当該建物に対する給水設備の検査をすることができるもの

とする。

- 4 前3項の規定による検査の結果、市が指示した事項については、設置者は速やかに改善しなければならない。

(契約の締結)

第6条 前条の規定による検査に合格したときは、市と設置者は、中高層特約の契約書を締結するものとする。その際の契約書は、市指定のものとする。

(管理人の届け出)

第7条 設置者は、管理人を選定し、管理人選定(変更)届(様式第2号)を市に届け出なければならない。

(使用開始等の届け出)

第8条 設置者は、水道の使用開始、中止又は水道使用者等の変更があったときは、事前に市に届け出なければならない。

(加入金)

第9条 設置者は、親メーターの口径に基づく加入金を負担しなければならない。

(水道料金等の算定方法)

- 第10条 水道料金等は、中高層住宅に設置された各戸の遠隔メーターの計量値を集中検針盤により検針員が検針し、豊川市水道事業給水条例第26条及び豊川市下水道条例第17条の規定に基づき算定するものとする。
- 2 市の設置した親メーターの計量による使用水量が、遠隔メーターの計量による合計使用水量を超えたときは、その超えた使用水量の従量料金を設置者等へ請求することができる。ただし、その差引水量が遠隔メーターの合計使用水量の8%に満たない場合は、メーターの使用公差とみなし、これを算定しないこととする。
- 3 市は、設置者が受水タンク、高架水槽等の清掃をした場合は、それに要した水道使用水量に対し、従量料金を設置者から徴収する。
- 4 前2項及び前3項に定める使用水量の従量料金は、豊川市水道事業給水条例別表2・2の従量料金の一般用で定める1立方メートル当たり料金の最高額の単価を適用し、その使用水量にその単価を乗じて得た額とする。
- 5 市は、各使用者が使用する遠隔メーター器の検針ができないときは、当該検針月の水量を認定することができるものとする。

(水道料金等の徴収方法)

第11条 水道料金等の徴収方法は、市の指定する金融機関で使用者が口座振替により納入するものとする。ただし、使用者が口座振替することについて特に支障があると認めるときは、市の指定する別の方法により納入することができる。

(遠隔メーター等の維持管理)

第12条 設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、設置者の負担で遠隔メーター又は受信装置を速やかに修繕し、又は交換しなければならない。その経費は、設置者の負担とする。

- (1) 破損したとき。
- (2) 故障したとき。
- (3) 設置後8年の検定期間満了時の遠隔メーターは、交換しなければならない。遠隔メーターを交換する場合は、遠隔指示集中検針方式メーター交換計画書(様式第3号)を提出し施工するとともに、完了時には遠隔指示集中検針方式メーター交換報告書(様式第4号)を提出しなければならない。
- (4) 受信装置は、メーカーの指定する耐用年数以内に交換しなければならない。
- (5) 遠隔メーターに凍結の恐れがある場合は、凍結防止対策をすること。
- (6) 遠隔メーターには、水栓番号、部屋番号を書いたプレートを設置すること。

(給水設備の管理責任)

- 第13条 受水タンク以下の水の水質の保持及び給水設備の修繕、遠隔メーターの検定期間満了の取り替えその他の維持管理は、設置者が責任をもって行わなければならない。
- 2 設置者は、給水設備の増設、改造等の工事を施工する場合は、市に前もって届け出なければならない。ただし、当該工事を施工する場合において、設置者は、市が指定した豊川市指定給水装置工事業者に依頼し、施工しなければならない。
 - 3 設置者は、第1項の管理責任を果たすため、漏水防止等の定期検査を毎月1回以上実施し、事故発生時における対策並びに修繕工事を行う者の指定等の具体的な対策を講じなければならない。
 - 4 市は、給水設備の維持管理について必要があるときは、当該施設への立ち入り検査をすることができる。
 - 5 設置者は、前項の検査結果に基づく市の指示事項については、速やかに改善する等の措置をとらなければならない。
 - 6 設置者は、水質検査の実施を設置者の責任において、貯水槽の規模により定期的又は必要に応じて行うものとする。

(水道料金の未払いの場合の措置)

- 第14条 市は、当該使用者から水道料金等の支払いがなされない場合は、次の各号に定める措置をとるものとする。
- (1) 当該使用者に水道料金等の支払いの督促をする。
 - (2) 前号の督促をしたにもかかわらず、支払いがなされないときは、給水を停止する旨を当該使用者に通知する。
 - (3) 前号の通知後、なお支払いがなされないときは、当該使用者への給水を停止する。

(オートロック玄関の対応)

- 第15条 設置者は、オートロック玄関を設置しているときは、市が行う点検、給水停止等の業務に支障がないよう、常に解除できるよう協力するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 8月17日から施行する。